利用時間利用者	午前8時30分から午後6時まで
相撲場を利用する者(1人1回につき)	100円

## (エ) トレーニング室

利用者				利	用時間	午前(	ĵ 8   4			) 時 き	まで)
高	校	生	等	以	下					2	200円
そ	の	他	Ļ	の	者					4	100円

## (オ) 武道館

利用時間利用者		午後1時から午後5時まで	
高 校 生 等 以 下 (1人1回につき)	210円	210円	210円
そ の 他 の 者 (1人1回につき)	430円	430円	430円

8 栃木県総合運動公園東エリア使用料

## (1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) メインアリーナ、サブアリーナ及び多目的スタジオ

利用時間利用者		午後1時から午後5時まで	
高 校 生 等 以 下 ( 1 人 1 回 に つ き )	350円	350円	350円
そ の 他 の 者 (1人1回につき)	700円	700円	700円

## (イ) トレーニング室

利月	/ 用者	_	\	/		利	用甲	寺間		午後1時から午後5時まで	
高 (	1	校 人	生 1		等 に	り つ		下 )	400円	400円	400円
そ (	1	の 人	1	他回	に	のつ	き	者)	800円	800円	800円

### (ウ) 屋内水泳場

利用時間利用者	午前9時から午後9時まて
高校生等以下(1人1回につき)	350円
その他の者(1人1回につき)	700円

# (エ) 体育館分館

利用時間利用者		午後1時から 午後5時まで	
高 校 生 等 以 下 (1人1回につき)	160円	160円	160円
そ の 他 の 者 (1人1回につき)	330円	330円	330円

# イ 専用利用の場合

# (ア) メインアリーナ

		1								
	分		午前9時から 午後1時まで		午後5時から午後9時まで					
	全部の	1 時間 につき	6,000円	9,000円	11,000円					
	利用	4時間 につき	22, 000円	33,000円	44,000円					
	3	1時間 につき	5, 000円	7,000円	9,000円					
入場料を	4の利用	4 時間 につき	17,000円	25,000円	33,000円					
徴収しない 場合	1	1時間 につき	3,000円	5, 000円	6,000円					
	2の利用	4 時間 につき	11,000円	17,000円	22, 000円					
							1	1時間 につき	2,000円	3,000円
	4の利用	4 時間 につき	6,000円	9,000円	11,000円					
	全部の	1時間 につき	30,000円	45,000円	55, 000円					
	入場料をな	全部の利用3/4の利用1/2の利用1/4の利用全	全部の利用     3/4の利用       4に     1に       4に     1に <td< td=""><td>分午後1時まで全部の利用 (2000円)1時間につきにつきにつきにつきにつきにつきにつきにつきにつきにつきにつきにつきにつきに</td><td>分     午後1時まで     午後5時まで       全 1時間 につき の利 につき の利 につき でき 後収しない場合     1時間 につき まりのの円 です。     33,000円 です。       人場料を 後収しない場合     1 1時間 につき まりのの円 をおりのの円 につき はつき まりのの円 をおりのの円 です。     1 1時間 につき まりのの円 まりのの目 まりのの まりのの まりのの まりのの まりのの まりのの まりの</td></td<>	分午後1時まで全部の利用 (2000円)1時間につきにつきにつきにつきにつきにつきにつきにつきにつきにつきにつきにつきにつきに	分     午後1時まで     午後5時まで       全 1時間 につき の利 につき の利 につき でき 後収しない場合     1時間 につき まりのの円 です。     33,000円 です。       人場料を 後収しない場合     1 1時間 につき まりのの円 をおりのの円 につき はつき まりのの円 をおりのの円 です。     1 1時間 につき まりのの円 まりのの目 まりのの まりのの まりのの まりのの まりのの まりのの まりの					

		利用	4 時間 につき	110,000円	165,000円	220,000円
		3 / 4	1時間 につき	25, 000円	35, 000円	45,000円
	入場料を	4の利用	4 時間 につき	85, 000円	125, 000円	165, 000円
	徴収する場合	1 /	1 時間 につき	15, 000円	25, 000円	30,000円
		2 の 利 用	4 時間 につき	55,000円	85,000円	110,000円
		1	1 時間 につき	10,000円	15, 000円	15,000円
		4 の 利 用	4 時間 につき	30,000円	45, 000円	55, 000円
		全部の	1 時間 につき	36, 000円	54,000円	66,000円
		の利用	4 時間 につき	132,000円	198,000円	264,000円
		3 /	1 時間 につき	30,000円	42,000円	54,000円
	入場料を	4 の 利 用	4 時間 につき	102,000円	150,000円	198, 000円
	徴収しない 場合	1 / 2	1 時間 につき	18,000円	30,000円	36,000円
		2の利用	4 時間 につき	66, 000円	102, 000円	132, 000円
	アマチュアスポー	1 /	1 時間 につき	12,000円	18,000円	18,000円
アス		4 の 利 用	4 時間 につき	36, 000円	54,000円	66, 000円
	外に する 合	全部の	1 時間 につき	180,000円	270, 000円	330,000円

		利用	4 時間 につき	660,000円	990,000円	1, 320, 000円
		3 /	1時間 につき	150,000円	210,000円	270,000円
	、場料を	4 の 利 用	4時間 につき	510,000円	750,000円	990, 000円
徴	徴収する 場 合 2 の 利	1 /	1時間 につき	90,000円	150,000円	180,000円
		2の利用	4 時間 につき	330,000円	510,000円	660,000円
		1	1 時間 につき	60,000円	90,000円	90,000円
		4 の 利 用	4時間 につき	180,000円	270,000円	330,000円

# (イ) サブアリーナ

X		分			午後1時から午後5時まで	
		全部の	1 時間 につき	3,000円	5,000円	6,000円
	入場料を	利用	4 時間 につき	11,000円	17, 000円	22, 000円
	徴収しない 場合	1 / 2	1 時間 につき	2,000円	3,000円	3,000円
アマチュアスポー		の利用	4 時間 につき	6, 000円	9, 000円	11, 000円
ツに利用する場合	入場料を	全部の	1 時間 につき	15,000円	25, 000円	30,000円
		利用	4 時間 につき	55, 000円	85, 000円	110,000円
	徴収する場 合	1 / 2	1 時間 につき	10,000円	15,000円	15,000円
			4 時間 につき	30, 000円	45, 000円	55, 000円

		全部の	1 時間 につき	18,000円	30,000円	36,000円
	入場料を	の利用	4時間 につき	66, 000円	102,000円	132,000円
	徴収しない場合	1 / 2	1時間 につき	12,000円	18,000円	18,000円
アマチュアスポー		2の利用	4 時間 につき	36, 000円	54, 000円	66, 000円
ツ以外に 利用する 場 合		全部の	1時間 につき	90,000円	150,000円	180,000円
	入場料を	利用	4 時間 につき	330,000円	510,000円	660,000円
	徴収する 場合	1	1時間 につき	60,000円	90,000円	90,000円
		2 の 利 用	4 時間 につき	180,000円	270, 000円	330,000円

# (ウ) 多目的スタジオ

区		分			午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
		全部の	1 時間 につき	2,000円	3,000円	3,000円
	入場料を	利用	4 時間 につき	6,000円	9,000円	11,000円
	徴収しない場合	1	1時間 につき	1,000円	1,500円	1,500円
アチアポ		2 の 利 用	4 時間 につき	3,000円	4, 500円	5, 500円
ツ利する		全部の	1 時間 につき	10,000円	15, 000円	15, 000円
場合	入場料を	利用	4 時間 につき	30,000円	45, 000円	55, 000円
	徴収する 場合	1 / 2	1 時間 につき	5,000円	7, 500円	7, 500円

多 目 的 ス			の利用	4 時間 につき	15, 000円	22, 500円	27, 500円
タジオ			全部の	1 時間 につき	12,000円	18,000円	18,000円
A		入場料を	の利用	4 時間 につき	36, 000円	54,000円	66,000円
	アマ	徴収しない場合	1 / 2	1 時間 につき	6,000円	9,000円	9,000円
	チアポツ		の利用	4 時間 につき	18, 000円	27,000円	33,000円
	ノ外利する		全部の	1 時間 につき	60,000円	90,000円	90,000円
	場合	入場料を	利用	4 時間 につき	180,000円	270,000円	330,000円
		徴収する場合	1 / 2	1 時間 につき	30,000円	45, 000円	45,000円
			の利用	4 時間 につき	90,000円	135, 000円	165,000円
	アマ	入場料を 徴収しな	全部の	1時間 につき	1,200円	1,700円	1,700円
	チァスー	以場合	利用	4 時間 につき	3, 400円	5, 100円	6, 200円
多	ツ 利 す る	入場料を徴収する	全部の	1時間 につき	6,000円	8, 500円	8, 500円
目 的 ス	場合	場合	利用	4 時間 につき	17,000円	25, 500円	31,000円
タ ジ オ	アマュ	入場料を徴収しな	全部の	1時間 につき	7, 200円	10, 200円	10, 200円
В	アポッツ	以場合	利用	4時間 につき	20, 400円	30,600円	37, 200円
	外利する	入場料を徴収する	全部の	1時間 につき	36, 000円	51,000円	51,000円
	場合	場合	利用	4 時間 につき	102, 000円	153, 000円	186,000円

## (工) 屋内水泳場

区	分	午 (	前 9 1	時時	から 間	午後に	後 9 つ	時 ま き	で)
		全	コ	Ţ	ス	1	コ	_	ス
	入場料を徴収しない場合			22, 0	000円			4, 40	00円
50メートルプール	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の使用料の額 を乗じて得た額						料の額に	Z 5
	入場料を徴収しない場合			11,0	000円			2, 20	00円
25メートルプール	入場料を徴収する場合		お料を得 きじて行			場合の	使用制	料の額に	<u>-</u> 5
ド ラ イ	ラ ン ド							8,00	00円

# (オ) 体育館分館

利用区分	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
アマチュアス ポーツに利用 す る 場 合	入場料を徴収 しない場合	2,000円	2, 910円	4,030円
	入場料を徴収する場合	11,000円	15, 800円	22, 500円
アマチュアス	入場料を徴収 しない場合	11,900円	17,500円	23, 800円
ポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収する場合	66, 400円	97, 400円	132,000円

# (2) 会議室

		区		分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
	$\triangle$	業	室	1	1時間につき	2,500円	2,500円	2,500円
	会	議	主	1	4時間につき	6,400円	9,000円	9,000円
	$\triangle$	業	÷	0	1時間につき	3,100円	3,100円	3,100円
	会	議	室	2	4時間につき	7,900円	11,100円	11, 100円
屋内水	^	类	÷	0	1時間につき	1,200円	1,200円	1,200円
水泳	会	議	室	3	4時間につき	3,100円	4,300円	4,300円
場					1時間につき	500円	500円	500円

ĺ	会	議室	4				
		时文 土	· -I	4時間につき	1,200円	1,700円	1,700円
		議室	· -	1時間につき	900円	900円	900円
	会	我 主	5	4時間につき	2,400円	3,400円	3,400円
	_	* _	<b>₹</b> C	1時間につき	400円	400円	400円
	会	議室	6	4時間につき	1,000円	1,400円	1,400円
	^	عـر جد <del>د</del>	·	1時間につき	400円	400円	400円
	会	議室	7	4時間につき	1,000円	1,400円	1,400円
	_	=¥÷ /-	<b>*</b> 0	1時間につき	600円	600円	600円
	会	議室	8	4時間につき	1,600円	2,300円	2,300円
	_	=¥÷ /-	<b>*</b> 0	1時間につき	500円	500円	500円
メ	会	議室	9	4時間につき	1,400円	2,000円	2,000円
インフ	^		1 0	1時間につき	400円	400円	400円
アリ	会	議室	1 0	4時間につき	1,200円	1,600円	1,600円
ーナ		<b>∧</b> ±π σ	AT I III	1時間につき	6,000円	6,000円	6,000円
		全部の	)和用	4時間につき	15,000円	21,000円	21,000円
		2 /	´ 5	1時間につき	2,400円	2,400円	2,400円
	大会	の利		4時間につき	6,000円	8,400円	8,400円
	議室	1 / 3		1時間につき	2,200円	2,200円	2,200円
		の利用		4時間につき	5,600円	7,900円	7,900円
		1 /	´ 5	1時間につき	1,300円	1,300円	1,300円
		の利		4時間につき	3,300円	4,600円	4,600円

# (3) 控室

施設区分	利用時間	午 (	前 9 1	時 時	ら 間	午 に	後	9 つ	時 き	ま	で)
コハマエーナ	審判控室1									70	00円
メインアリーナ	審判控室 2									70	00円

# (4) 貴賓室

施設区分	利用時間	午前9時から午後9時	まで
メインアリーナ	貴賓室	1回につき 20	0,000円
屋内水泳場	貴 賓 室	1回につき 10	0,000円

#### (5) ロッカールーム

施設区分	利用時間	午	前	9	時	か	Ġ	午	後	9	時	ま	で
メインア	ロッカールーム 1	1 🖪	1回につき									15, 00	00円
リーナ	ロッカールーム2	1 🖪	回につ	き								15, 00	00円

#### (6) 附属設備及び器具

	区					分					使				用				料			
附	属	設	備	及	び	器	具	時	価	を	考	慮	l	知	事	が	別	に	定	め	る	額

### 備考

- 1 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設 の学生及び生徒をいう。
- 2 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず許可利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジオ若しくは体育館分館(以下「メインアリーナ等」という。)若しくは屋内水泳場を専用利用する場合又は会議室、控室、貴賓室若しくはロッカールームを利用する場合の使用料は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
  - (1) メインアリーナ等及び会議室 午前9時前の利用にあっては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあっては午後5時から午後9時までにつき定められている使用料の額の4分の1に相当する額
  - (2) 屋内水泳場及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間につき定められている使用料の額
  - (3) 貴賓室及びロッカールーム 午前9時から午後9時までの時間1回につき定められている使用料の額の12分の1に相当する額
- 4 高校生等以下の者がメインアリーナ等若しくは屋内水泳場を専用利用する場合又は会議室、控室、貴賓室、ロッカールーム若しくは附属設備及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 入場料を徴収してメインアリーナ等又は屋内水泳場を専用利用する者が当該専用利用に際し会議室、控室、貴賓室、ロッカールーム又は附属設備及び器具を利用する場合の使用料は、この表及び前2項に定める額に2を乗じて得た額とする。

## 图 图

#### (福仁型口)

- 定める日から施行する。1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に
  - 一 附則第四項の規定 規則で定める日
  - 二 第二条及び附則第五項の規定 令和三年四月一日

(供用開始)

び器具に限る。)は、規則で定める日から利用に供するものとする。2 栃木県総合運動公園北・中央エリア(陸上競技場及びトレーニング室に係る施設、附属設備及

(栃木県都市公園条例の一部牧正)

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する 栃木県都市公園条例(昭和四十九年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

改 正 滚

改 正 活

(有料公園施設等)

#### 部七条 愿

22 容

けなければならない。ただし、個人で 則で定める申請書を知事に提出し、許可を受る ま有料公園施設を利用しようとする者は、規

運動広場を利用しよう

場合は、この限りでない。動用施設若しくは駐車場を利用しようとする場、遊戲施設、教養施設、展望施設、園内移場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフダー場(附属設備を含む。)、パークゴルフローラースケート場、ハング・パラグライ設、一万人プール、水上アスレチック施設、しての場合又はフィールドアスレチック施

(使用料)

#### 無十二条

法第五条

額の使用料を納付しなければならない。都市公園を使用する者は、別表第二に掲げる第三条第一項若しくは第三項の許可を受けて第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第三項又は

22 容

(附用幹金)

## 第十四条の二 有料公園施設等

に支払わなければならない。(以下「利用料金」という。)を指定管理者を利用する者は、当該利用に係る料金

等) (栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理

<u>ついて必要な事項は、別に条例で定める。</u> 運動公園北・中央エリアの管理及び使用料に 十四条の三の規定にかかわらず、栃木県総合 の二、第十一条の三、第十四条の二並びに第 第十五条 第七条第二項及び第三項、第十一条

22 容

(有料公園施設等)

#### 第七条 格

22 器

場合は、この限りでない。動用施設若しくは駐車場を利用しようとする場、遊戲施設、教養施設、展望施設、園内移場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフローラースケート場、ハング・パラグライ設、一万人プール、水上アスレチック施設、とする場合又はフィールドアスレチック施設、大泳場、水泳場、相撲場、トレーニングセンけなければならない。ただし、個人で<u>磨上競別を</u>関けなりは関施設を利用しよう。有料公園施設を利用しようとするまは、規

(医用科)

額の使用料を納付しなければならない。都市公園を使用する者は 別表第二に掲げる第三条第一項若しくは第三項の許可を受けて第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は、)を利用する者は別表第一に、法第五条等 (個人使用の場合における水泳場を除第十二条 栃木県総合運動公園の有料公園施設

22 容

(紅用幹金)

に支払わなければならない。
(以下「利用料金」という。)を指定管理者
く。)を利用する者は、当該利用に係る料金項の規定により使用料を納付するものを除第十四条の二 有料公園施設等(第十二条第一

20~4 格

(栃木県民ゴルフ場の管理等)

## 第十五条

○

動公園の部を次のように改める。 別表第一中「(第7条、第12条類系)」を「(第7条類系)」に改め、同表の1栃木県総合運

- 1 栃木県総合運動公園
- (1) 運動施設

施	設						名		
	第	2	r	陸		Ŀ.	競	技	場
	野	球	;	場	(	本	球	場	)
	野			球			場		A
	野			球			場		В
	野			球			場		С
栃木県総合運動公園北・中央エリア	ウ	オ		_	A	ア	ツ	プ	場
	水				Ħ	ķ			場
	サ	ツ	力	1	•	ラ	グ	ビー	場
	相				撑	类			場
	テ		=		ス	Л	!	_	٢
	武				i	道			館

## (2) 宿泊施設

施	設	名	
栃木県総合運動公園北・中央エリア	合	宿	所

4 栃木県都市公園条例の一部を次のように改正する。

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す

		段		出	**	Ŕ					松		出	;	Î		
万 万	<b>川表第1</b> (第 1 栃木リ (1) 運動		運動						5	<b>削表第1</b> (第 1 栃木県 (1) 運動		運動					
	į	施		設		名				力	施		設		名		
		陸	_	Ŀ	競	ŧ	支	場									
		第	2	陸	上	競	技	場			第	2	陸	上	競	技	場
		略									略						
	栃木県総	相			撲			場		栃木県総	相			撲			場

	合運動公 園北・中 央エリア	<u>ト レ</u>	- = ン	グ 室	合運動公 園北・中 央エリア			
		略				略		
		武	道	館		武	道	館
		とちぎ	スポーツ医科学	センター				
(2) 略 2~9 略					(2) 略 2~9 瞬	各		

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正すら 栃木県都市公園条例の一部を次のように改正する。

改 正 後

等) (栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理

な事項は、別に条例で定める。 公園東エリアの管理及び使用料について必要運動公園北・中央エリア及び栃木県総合運動十四条の三の規定にかかわらず、栃木県総合の二、第十一条の三、第十四条の二並びに第第十五条 第七条第二項及び第三項、第十一条

別表第1 (第7条関係)

- 1 栃木県総合運動公園
  - (1) 運動施設

	也	設	2	苕	
	略				
栃木県総 合運動公 園北・中	ウォ	- Д	ア	ツ プ	場
央エリア	略				
	とちぎ	スポーツ	ノ医科学	セセンタ	<i>'</i> —
	メイ	ン	アリ	<u> </u>	ナ
	サフ	゛ァ	IJ	<u> </u>	ナ
栃木県総 合 運 動	多 目	的	スタ	ジ	オ
<u>公園東</u> エリア	トレ	_	ニン	グ	室
	屋	内	水	泳	場

at. (栃木県総合運動公園北・中央エリアの管理

温

運動公園北・中央エリア 十四条の三の規定にかかわらず、栃木県総合の二、第十一条の三、第十四条の二並びに第第十五条 第七条第二項及び第三項、第十一条

出

な事項は、別に条例で定める。
の管理及び使用料について必要

22 容

(世)

別表第1 (第7条関係)

1 栃木県総合運動公園

改

(1) 運動施設

į	施		設			名		
	略							
栃木県総	ウ	オ	_	ム	ア	ツ	プ	場
合運動公 園北・中	水			Ħ	ķ			場
央エリア	略							
	ح .	ちぎ	スポ	ーツ	医科	学セ	こンゟ	<i>z</i> —
	1							

<u>体</u>	育	館	分	館	
(2) 略 2~9 略					(2) 略 2~9 略

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

### **栃木県条例第十七号**

# 栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

る。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正す栃木県警察関係手数料条例(平成十二年栃木県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	
の手数料を徴収する。 単位につき)それぞれ同表の下欄に定める額別の計算単位のあるものについてはその計算上欄に掲げる事務について、一件につき(特て「法」という。)の規定に基づく次の表の第八条 県は、道路交通法(以下この条におい(道路交通法に関する手数料)	の手数料を徴収する。単位につき)それぞれ同表の下欄に定める領別の計算単位のあるものについてはその計算上欄に掲げる事務について、一件につき(特て「法」という。)の規定に基づく次の表の第八条 県は、道路交通法(以下この条におい(道路交通法に関する手数料)
事	事
〜	~11 61  盤
運転経歴証明書の交付合む。)の規定に基づくにおいて準用する場合を大項(法第百五条第二項三、法第百四条の四第略	運転経歴証明書の交付の規定に基づく
運転経歴証明書の再交付合む。)の規定に基づくにおいて準用する場合を大項(法第百五条第二項三の四、法第百四条の四第略	運転経歴証明書の再交付の規定に基づく「「人項」」の関 法第百四条の四第 略
包 盗	日 盌
N~ ω 쪞	2/~0

第八条第二項の表一の項一から迅までを次のように改める。

験型自動車免許に係る試型自動車免許又は準中一大型自動車免許、中	の規定の適用を受ける場合号又は第二号に該当して同項法第九十七条の二第一項第一	中 中 村 回 中 中 点 点
而。	の規定の適用を受ける場合号又は第五号に該当して同項法第九十七条の二第一項第三	むを得ない理由のため免許証の更新三十三条の六の二第六号に掲げるやの条において「政令」という。) 第三十五年政令第二百七十号。以下こ于九百円(道路交通法施行令(昭和

		する試験にあっては、八百円)を受けることができなかった者に対
	定の適用を受けない場合法第九十七条の二第一項の規	百円) して受ける場合にあっては、六千六公安委員会が提供する自動車を使用号に掲げる事項について行う試験を四千百円(法第九十七条第一項第二
る試験ご。普通自動車免許に係	の規定の適用を受ける場合号又は第二号に該当して同項法第九十七条の二第一項第一	<b>十七百</b> 五十日
	の規定の適用を受ける場合号又は第五号に該当して同項法第九十七条の二第一項第三	は、八百円) きなかった者に対する試験にあってため免許証の更新を受けることがで第六号に掲げるやむを得ない理由の千九百円(政令第三十三条の六の二
	定の適用を受けない場合法第九十七条の二第一項の規	三千三百五十円)を使用して受ける場合にあっては、試験を公安委員会が提供する自動車項第二号に掲げる事項について行う二千五百五十円(法第九十七条第一
許、普通自動二輪車免 許、大型自動二輪車免 (大型特殊自動車免 三) 特定第一種運転免許	用を受ける場合号に該当して同項の規定の適法第九十七条の二第一項第二	<b>十七</b> 屆出十日
しくは牽引第二種免許殊自動車第二種免許若て同じ。) 又は大型特う。以下この条におい許又は強引の条におい	の規定の適用を受ける場合号又は第五号に該当して同項法第九十七条の二第一項第三	は、八百円)きなかった者に対する試験にあってため免許証の更新を受けることがで第六号に掲げるやむを得ない理由の千九百円(政令第三十三条の六の二
に 保 の 揺 懸	定の適用を受けない場合法第九十七条の二第一項の規	五十円)用して受ける場合にあっては、四千を公安委員会が提供する自動車を使二号に掲げる事項について行う試験二千六百円(法第九十七条第一項第
許に係る試験 又は原動機付自転車免団 小型特殊自動車免許	定の適用を受ける場合法第九十七条の二第一項の規	は、八百円) きなかった者に対する試験にあってため免許証の更新を受けることがで第六号に掲げるやむを得ない理由の手九百円(政令第三十三条の六の二
	定の適用を受けない場合法第九十七条の二第一項の規	<b>十</b>
二種免許に係る試験免許又は普通自動車第許、中型自動車第二種五 大型自動車第二種免	用を受ける場合号に該当して同項の規定の適法第九十七条の二第一項第二	十九加田

の規定の適用を受ける場合号又は第五号に該当して同項法第九十七条の二第一項第三	は、八百円)きなかった者に対する試験にあってきなかった者に対する試験にあってため免許証の更新を受けることがで第六号に掲げるやむを得ない理由の千九百円(政令第三十三条の六の二
定の適用を受けない場合法第九十七条の二第一項の規	大百五十円) 用して受ける場合にあっては、七千を公安委員会が提供する自動車を使こ号に掲げる事項について行う試験四千八百円(法第九十七条第一項第

第八条第二項の表三の項一を次のように改める。

(-	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証	千百五十円(政令第三十三条の六の
-)		二第六号に掲げるやむを得ない理由
		のため免許証の更新を受けることが
		できなかった者であって、法第九十
		七条の二第一項第三号に該当して同
		項の規定の適用を受けたものに対す
		る交付にあっては、八百円) と九百
		円(法第九十二条第一項後段の規定
		により、一の種類の免許に係る免許
		証に他の種類の免許に係る事項を記
		載してその種類の免許に係る免許証
		の交付に代える場合にあっては、九
		百円に、当該他の種類の免許に係る
		事項を記載するごとに二百円を加え
		た額)との合計額

第八条第二項の表四の項一を次のように改める。

第八条第二項の表十二の項十一を次のように改める。

講習 一項第十一号に掲げる十一 法第百人条の二第	運転者に対する講習の備考一の2に規定する優良法第九十二条の二第一項の表	HIPE
	運転者に対する講習の備考一の3に規定する一般法第九十二条の二第一項の表	人 田
	運転者等に対する講習の備考一の4に規定する違反法第九十二条の二第一項の表	にあっては、八百円)の基準に該当しない者に対する講習で定める政令第三十三条の七第二項千三百五十円(国家公安委員会規則

### 密 副

- ここの条例は、令和元年十二月一日から施行する。
- (警察本部運転免許管理課)2 この条例の施行前に申請がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。